

1 インボイス制度（の導入）とは

事業者が、納付すべき消費税額を集計、計算する際の仕組みが変わる、ということ

これまで（令和5年9月末まで）は、物品やサービスの性質によってのみ、消費税がかかる取引（売買）か否かが定められていた

$$\Rightarrow \boxed{\text{納付すべき消費税}} = \boxed{\text{課税売上に対応する消費税額}} - \boxed{\text{課税仕入れに対応する消費税額}}$$

↓

仕入先（購入先）が消費税の課税事業者であるか否かを問わない

今後（令和5年10月以降）は、売り手が適格請求書（＝インボイス）発行事業者か否かによって、納付すべき消費税額に変動が生じる

$$\Rightarrow \boxed{\text{納付すべき消費税}} = \boxed{\text{課税売上に対応する消費税額}} - \boxed{\text{課税仕入れに対応する消費税額の内、適格請求書発行事業者から仕入れたものに限る}}$$

2 なぜ事前の登録が必要か？

自身が「適格請求書発行事業者」の登録をしなかった場合・・・

自身が買い手ではなく、売り手の立場として考えると、得意先の消費税の納税額に影響を与える（＝得意先の納付税額が増える）ことにつながる

⇒ 登録をせず、得意先の納税額を増やさないためには、自身が売上値引きを行う必要に迫られる可能性が高い

3 なぜ事前の準備が必要か？

得意先がこれまで通りの計算を行うには、自身があらかじめ国税庁に「適格請求書発行事業者」である旨の登録申請をし、国税がこれを承認後、番号の通知を受ける必要がある

さらに、交付された番号を、制度開始日以降の売買にかかる請求書や納品書に記載し、相手に交付することを要する

売買に関するすべての書類（見積書、契約書、注文請書、納品書、請求書など）に番号等を記載する必要はないが、相手がどの書類をもって自身からの適格請求書（＝インボイス）とするかを協議して定め、保存してもらう必要があるため

請求書等の書式に改訂を加え、顧客データベースや販売管理ソフトに加えるべき事項を追加する等、実務上の対応が必要

上記は得意先との対応だが、仕入先（購入先）にも同様の準備や対応を確認しておかないと・・・

納付税額が増えてしまう、書類の不備の訂正依頼等の事務負担が増加する、値引き交渉等の業務が生じる・・・等の不利益が生じてしまうことにつながる

自身の経理担当者や事業所の経費等を使う営業担当者にも周知しておかないと・・・

納税額が増えてしまう、決算業務において適正な納付税額の計算ができない又は納付期限に間に合わない・・・等の不利益、支障が生じることにつながる

4 「適格請求書発行事業者」となる（登録する）ための登録申請方法は？

所轄の税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（＝国税庁所定の書式）を提出する（だけ）

⇒ 但し、制度開始（令和5年10月1日）に間に合うためには、令和5年3月末までの申請が必要

5 事前準備の主なもの（前述3. のまとめ）

売り手としての対応

- ・ 請求書等の書式の変更（登録番号の記載のほか、「適格請求書」としての要件を満たす改訂が必要）
- ・ インボイスの交付方法を検討（交付する書類の種類、紙ベースか電子媒体によるか、など）
- ・ 得意先への自身の番号の通知、上記の交付方法の連絡と承認
- ・ レジ、計量システム、販売ソフト等のシステム改修

買い手としての対応

- ・ 仕入先（購入先）に対しての、登録の有無確認
- ・ 仕入先（購入先）が登録事業者でない場合の対応の決定
- ・ 受領するインボイスの種類、様式及び受領方法の確認
- ・ 購買、発注及び経理システム等の改修

売り手、買い手に共通

- ・ 営業（販売）担当者、購買（仕入れ）担当者及び経理担当者への研修（制度の理解と共有化の目的）
- ・ インボイスの保存方法（売り手として相手に交付したものの写しと買い手として相手から交付を受けたものの両方）

6 その他（参考）

「適格請求書」の具体的な例（別紙 1 及び別紙 2）

「適格請求書」なしで（帳簿保存のみで）仕入れ税額控除がこれまで通り可能であるもの（1回の取引につき）

- ・ 3万円未満の公共交通機関による旅客運賃
- ・ 3万円未満の自動販売機、自動サービス機からの商品購入
- ・ 郵便切手のみを対価とする郵便・貨物サービス（ポスト投函に限る）… 3万円超であっても
- ・ 従業員等に支給する出張旅費（交通費、宿泊費、日当及び通勤手当）… 同 上

制度導入にあたっての経過措置

適格請求書発行事業者以外の方からの仕入れに関しては、今後仕入税額控除ができなくなることになるのが原則ですが、経過措置として下記の期間ごとに一定の割合で控除することが認められている

期	間	控除対象金額
令和 5 年 10 月 1 日	}	仕入れ税額相当額 × 80%
令和 8 年 9 月 30 日		
令和 8 年 10 月 1 日	}	仕入れ税額相当額 × 50%
令和 11 年 9 月 30 日		
上記の期間以降 (令和11年10月以降)		仕入れ税額控除は全額不可

[2] 自社発行の請求書等の確認

対応日： 年 月 日

(1) 自社発行の請求書等も令和5年10月以降、適格請求書(インボイス)の要件を満たす必要があります。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

⑥ (株)〇〇御中		請求書 ^①		△△商事 登録番号 T 012345...	
11月分 131,200円			××年11月30日		
日付	品名			金額	
② 11/1	③ 魚 *			5,000円	
11/1	豚肉 *			10,000円	
11/2	タオルセット			2,000円	
		...			
合計		120,000円	消費税	11,200円	
④ 8%対象	40,000円	消費税	3,200円		⑤
10%対象	80,000円	消費税	8,000円		
		③ *		軽減税率対象	

色文字の項目が適格請求書で追加される項目です。⑤については、一の適格請求書につき税率の異なるごとに1回端数処理を行うこととされているため、特に注意が必要です。

(2) 自社が受け渡ししている書類のうち、インボイスに該当するものを確認しておきましょう。

ワーク1-1(5ページ)とワーク5-1(15ページ)のシートを利用し、自社の商流の中で受け渡ししている書類のうち、インボイスに該当するものは何があるのか把握しておきましょう。また、書類を作成しているシステムを特定しておきましょう。

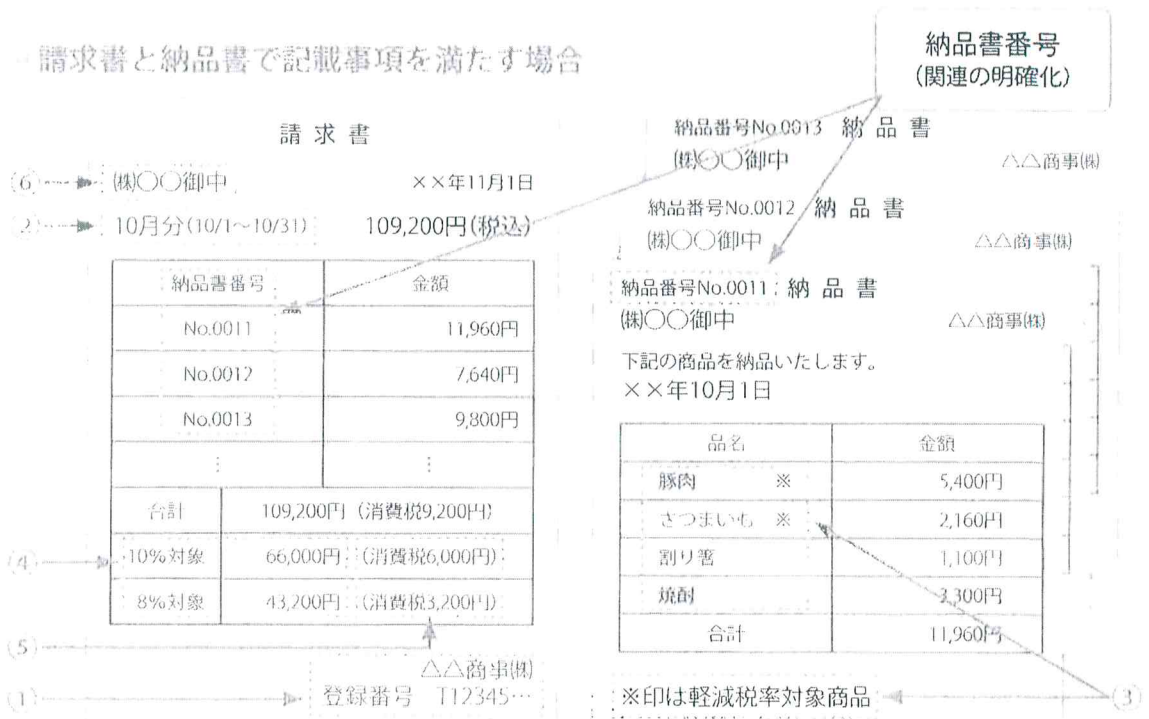


複数書類で記載事項を満たす場合の例

11ページでご説明したとおり、インボイスの記載事項は複数の書類で満たすことも可能です。例えば、「納品書」+「請求書」や「契約書」+「通帳」といった組み合わせで一つのインボイスとすることが考えられます。

以下は請求書と納品書で記載事項を満たす場合の例です。

この場合請求書と納品書を両方とも保存しておかなければなりません。もちろん発行側においても写しを保存しておかなければなりません。取引先に丁寧に説明する必要があります。



記載事項	
①	適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
②	取引年月日
③	取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④	税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）および適用税率
⑤	税率ごとに区分した消費税額等
⑥	書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

(出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」(令和3年7月)、一部改変)